

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- ・ REACH 規則の新たな SVHC として 4 物質を追加

### 2) 内容

- ・ 2022 年 1 月 17 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 4 物質の Candidate List への追加について公表した。
  - (±)-1,7,7-trimethyl-3-[(4-methylphenyl)methylene]bicyclo[2.2.1]heptan-2-one covering any of the individual isomers and/or combinations thereof (4-MBC)  
(内分泌かく乱作用 - 人の健康)
  - 6,6'-di-tert-butyl-2,2'-methylenedi-p-cresol  
(生殖毒性)
  - S-(tricyclo(5.2.1.0'2,6)deca-3-en-8(or 9)-yl 0-(isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl) 0-(isopropyl or isobutyl or 2-ethylhexyl) phosphorodithioate  
(PBT)
  - tris(2-methoxyethoxy)vinylsilane  
(生殖毒性)
- ・ 今回は第 26 次で合計 223 物質となった。

### 3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
  - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
  - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・ 2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となりました。
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

### 4) 添付情報・資料

- ・ なし

### 5) 関連情報

- ・ SVHC の URL  
<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

### 6) その他

- ・ なし